

特定歴史公文書等の所在不明事案について（概要）

経緯	<ul style="list-style-type: none"> ●平成30年8月、宮内公文書館の特定歴史公文書等（1件）の所在不明が発覚し、宮内庁が公表 ●同月、内閣府が宮内庁に対し、対策の徹底と探索の状況等を随時報告するよう要請する通知を发出 ●令和元年12月、宮内庁が内閣府に対し、その後の取組状況等についての報告書を提出するとともに、令和3年3月、本事案を総括した最終報告書を提出。内閣府において対応策を検討 			
宮内庁の報告	<ul style="list-style-type: none"> ●所在不明の原因として、目録への登録に際し、現物を確認しないまま、誤って機械的に登録した可能性 			
共通 (全館)	問題点	対応策		
	<ul style="list-style-type: none"> ●公文書管理法第15条第4項に規定する目録への登録が適切に行われなかったこと。 ●本事案によって、特定歴史公文書等の紛失等の事態が発生する可能性が示されたこと。 ●現行制度上、目録の誤りや紛失等の場合の対応方法等に関する定めがないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ●目録の誤りや紛失等を未然に防止し、特定歴史公文書等の保存・管理を徹底するよう各国立公文書館等（以下「館」という。）に要請する。 ●万一、目録の誤りや紛失等があった場合の対応方法をガイドラインや課長通知に明記し、各館に周知する。 ●ガイドラインや課長通知に新たに規定する対応方法等は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①館は、紛失・誤廃棄や重大な目録誤りの場合には、その旨を直ちに内閣府に報告する。 ②館は、被害拡大防止等のために必要な措置を講じ、講じた措置と目録の修正について、内閣府に報告する。 ③館は、上記②について公表する。 ④内閣府は、上記について、公文書管理員会に報告する。 ⑤館は、状況報告（毎年度末）においても報告する。 	法令等 ガイドライン 課長通知 を发出	
個別 (宮内庁)	<ul style="list-style-type: none"> ●目録に登録する際に、現物とリストを突合せず、機械的に登録したこと。 ●所在不明の文書（重要雑録H9）に関して、宮内庁は、目録から削除する意向を示していること。 	<ul style="list-style-type: none"> ●文書の保存・管理を一層徹底すべき旨を要請する。 ●目録への登録の際や、文書の受入れの際に、複数人で現物等をチェックする等の措置を一層徹底するよう要請する。 ●目録から削除する内容、削除する理由、削除した時期等について宮内庁において公表し、内閣府に報告するよう要請する。 		課長通知 (宮内庁のみ) を发出